



シリーズ

知的財産って、なんだろう？

知的財産権基礎講座 ～著作権～

今回は、子どもたちから寄せられた質問をもとに身近な著作権について解説しました。

◎ 音楽

Q MDはCDから音楽をダビングしてみんな聞いているけど、それってコピーじゃないの。

A そのとおり、これはコピーです。個人的な使用にとどめてください。また、コピー防止機能付きのCDについては、たとえ個人的な目的であっても、コピー防止機能を解除してコピーしてはいけません(30条1項2号)。

◎ 写真

Q 人の作品をカメラで撮影してもいいか。

A 人の作品をカメラで撮影するには、その人の許可が必要です。作品をカメラで撮影するということはその作品をコピーすることになるからです。また、著作権の問題以前の話として、作品の持ち主には、勝手に写真をとらないでくれ、といえる権利があると考えられます。なお、公園や道路など、誰でも入れる屋外の場所に常に設置されている作品は、自由に撮影してかまいません(46条)。

◎ キャラクター

Q キャラクターを写していいの？
マンガの絵は写していいの？

A 自分で楽しむ範囲内であれば、著作権者の許可はいりません。

他人が創作した著作物を、たとえコピー機やスキャナではなくて、手で写すことも著作物の複製をすることになるので「著作物の利用」になって著作権者の許可は必要なのですが、法律は、個人的な、または家庭的な範囲内で著作物を利用することは、例外的に著作権者の許可を得ずにできると規定しています。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、(中略)その使用する者が複製することができる。

◎ 本

Q 図書館ではなぜコピーしていいの？

A 著作物のコピーを取る(すなわち、複製すること)は、本来、「著作物の利用」となって、著作権者の許可を受けなければなりません。でも、法律は、いくつかの例外を設けていて、それに該当する行為は著作権者の許可を得ないで行うことができる事となっています。

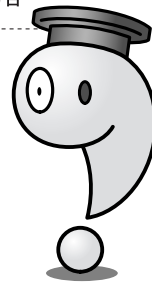
その例外のなかに、上で説明した「私的利用」やこの質問にある「図書館でのコピー」が含まれるのです。なので、この質問の答えは、法律で例外的に「図書館でのコピーは著作権者の許可を得なくてもよい」となっているからです。

ただし、全部をコピーしてはいけないとか、1人1部のコピーしか認められないなど、条件が付けられていますので、法律を調べてみるのも良いですね。

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合



●協力：東京都大田区立徳持小学校 ※この問題は実際に徳持小学校で行われた授業で、子どもたちから出された質問を基に制作しました。

著作権クイズの解答

Q1. ○ Q2. × Q3. ○ Q4. ○

3

※このページをコピーしてお使いください。



学校教育OK